

平成28年第1回定例会3月議会提出議案概要書(3)

総務部 法務課
財務部 財政課

議 案 目 録

- 議案第 5 3 号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
制定のこと
- 〃 第 5 4 号 明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例制定のこと
- 〃 第 5 5 号 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の
一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 6 号 平成 2 7 年度明石市一般会計補正予算（第 5 号）
- 〃 第 5 7 号 二見浄化センター汚泥焼却設備保全工事請負契約のこと

1 要 旨

本市の地域手当の支給率を、国の地域指定率（国基準）に準じて改めるとともに、昨年度及び本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給与制度の見直し等を図るほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

ア 明石市職員の給与に関する条例

イ 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例

ウ 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年改正）

エ 明石市職員退職手当条例

オ 明石市立学校職員の給与等に関する条例

カ 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例

キ 明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例

(2) 地域手当の改定

(現行) 8% → (改正) 6%

(3) 給料表の改定

(給料月額が減額された職員については、平成29年度末まで経過措置として現給保障を行う。)

(4) 勤勉手当の支給率の引上げ

ア 平成27年度12月期

(現行) 100分の75 → (改正) 100分の85

イ 平成28年度6月期以降

(現行) 100分の85 → (改正) 100分の80

(5) 管理職の減額措置の廃止

平成22年度から実施している55歳を超える管理職の給料月額等の減額措置を、平成29年度末で廃止する。

(6) 現給保障措置の廃止

平成19年の給与構造改革（給料月額の引下げ）の際に導入された現給保障措置を、平成29年度末で廃止する。

(7) 退職手当調整額の引上げ

職責に応じて支給される退職手当調整額を引き上げる。

(8) 任期付職員の給料月額を増額

一定期間勤務した任期付職員の給料月額を増額措置を規定する。

(9) 等級別基準職務表を規定

規則又は教育委員会規則で定めていた等級別基準職務表を条例において定める。

(10) 市立高等学校教員の給料の減額措置の廃止

(11) その他所要の整備

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(4)のアは公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

1 要 旨

本年度の人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げるほか、兵庫県市町村職員退職手当組合の取扱いに準じて、退職手当の支給割合を引き下げようとするもの。

2 内 容

(1) 期末手当の支給率の引上げ

ア 平成27年度12月期

(現行) 100分の210 → (改正) 100分の220

イ 平成28年度以降

(ア) 6月期

(現行) 100分の195 → (改正) 100分の200

(イ) 12月期

(現行) 100分の220 → (改正) 100分の215

(2) 退職手当の支給割合の引下げ

職員の区分	現 行	改 正
市 長	100分の41	100分の40
副市長	100分の25	100分の24
教育長	100分の22	100分の21.5
常勤の監査委員	100分の18.5	100分の18

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のアは公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

1 要 旨

本年度の人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げるほか、兵庫県市町村職員退職手当組合の取扱いに準じて、退職手当の支給割合を引き下げようとするもの。

2 内 容

(1) 期末手当の支給率の引上げ

ア 平成27年度12月期

(現行) 100分の210 → (改正) 100分の220

イ 平成28年度以降

(ア) 6月期

(現行) 100分の195 → (改正) 100分の200

(イ) 12月期

(現行) 100分の220 → (改正) 100分の215

(2) 退職手当の支給割合の引下げ

(現行) 100分の20 → (改正) 100分の19.5

3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のアは公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

今回の補正は、歳出で、国の補正予算による補助事業の承認に伴い、エレベーター設置及び便所改修にかかる小中学校施設整備事業費の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金及び市債を追加するもの。

また、併せて、繰越明許費の変更を行うもの。

〔 補正額 238,000 千円 補正後 105,690,745 千円 〕

歳 入

国庫支出金	123,800 千円	教育費国庫補助金	
市 債	114,200 千円	教 育 債	

歳 出

投資的経費	238,000 千円	中 学 校 施 設 整 備 事 業 費	132,000 千円
		小 学 校 施 設 整 備 事 業 費	106,000 千円

繰越明許費

変 更 分

事 業 名	金 額（千円）	
	補正前	補正後
小学校施設整備事業	13,000	119,000
中学校施設整備事業	705,500	837,500

議案第 5 7 号

二見浄化センター汚泥焼却設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
下水処理 施設機械 工事	保全工事一式	2号汚泥焼却炉、2号炉空気加熱器、2号炉バグフィルター、解砕機、乾燥用排ガスサイクロン、乾燥汚泥供給装置等

2 請負金額 金 224,577,360円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
川崎重工業株式会社
取締役社長 村 山 滋

4 支払条件 平成28年度 金 66,698,640円以内
平成29年度 金 66,698,640円以内
平成30年度 残 額

(参考)

工事期限 平成31年3月31日

